

令和7年度（第2回）群馬県L P ガス利用者負担軽減事業
募集要領

令和7年7月4日

群馬県総務部消防保安課

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	支援金支給の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	支給の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	書類の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
5	注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6	提出書類様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

1 はじめに

本要領は、「群馬県L P ガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱」に基づき、支援金を支給する際の必要な事項を定めるものである。

2 支援金支給の概要

(1) 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている群馬県内のL P ガス利用者の負担軽減を図ることを目的にL P ガス料金の値引きに必要な支援金の支給を実施するものである。

(2) 支給対象事業

(3) の支給対象事業者が、群馬県内のL P ガス一般消費者等に対して、令和7年8月及び9月検針分のL P ガス料金に対して、値引きを行う事業とする。

※一般消費者等とは

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等のうち、体積販売により群馬県内でLPガスの供給を受けている者をいう。

（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者による小売供給でL P ガスを燃料として生活の用に供している者を含む。）

（対象とならないもの）

- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくL P ガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎など）

※小中学校、体育館、公民館など一般消費者が使用する施設は対象とする。

(3) 支給対象事業者

支援金の支給対象事業者は、以下の群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条の条件をすべて満たすこと。

ア 一般消費者等に対して、LPガス料金に係る令和7年8月1日から9月30日までの検針で値引きを行うこと。

イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

エ 次の申立てがなされていないこと。

- ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- ・債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

オ 県税その他の租税を滞納していないこと。

カ 群馬県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

ク 群馬県LPガス利用者負担軽減事業による支援金の支給を8月及び9月検針分で受けていないこと。

ケ 関係法令や基準等を遵守していること。

コ 要綱別表に掲げる者でないこと。

(4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
値引き原資	上限 400 円（税抜き）×一般消費者等数 （各一般消費者数 1 回限り）
実施のための経費支援	1 事業者あたり 一律 20,000 円 ※対象経費：人件費等のもの。

(5) LP ガス料金値引き方法

令和 7 年 8 月検針分及び 9 月検針分の LP ガス料金に、一般消費者等数 1 件あたり 400 円の値引きを行う。

※ 1 件の消費者あたり 400 円が値引き額の上限であり、8 月、9 月のそれぞれで値引くものではない。

※ 8 月検針分が 400 円に満たない場合は、残額を 9 月検針分で値引くこともできる。検針分が 400 円未満の場合は、検針分の税抜料金額となる。

(例) 8 月 300 円（検針分）－300 円（値引き）＝0 円（請求額）

9 月 400 円（検針分）－100 円（値引き）＝300 円（請求額）

(例) 8 月 値引きなし

9 月 3,500 円（検針分）－400 円（値引き）＝3,100 円（請求額）

※必ず税抜額から値引きをすること。

(例) 7,000 円（元値（税抜））－400 円（値引き）＝6,600 円（税抜）

消費税 660 円

請求額 7,260 円（税込）

(6) 値引きの明示

一般消費者等に対して、検針票や請求書等により、群馬県の支援金事業で値引きを行った旨と値引き額を記載するとともに、その写しなど値引きの事実を証する書類等

を令和13年3月31日まで保管すること。

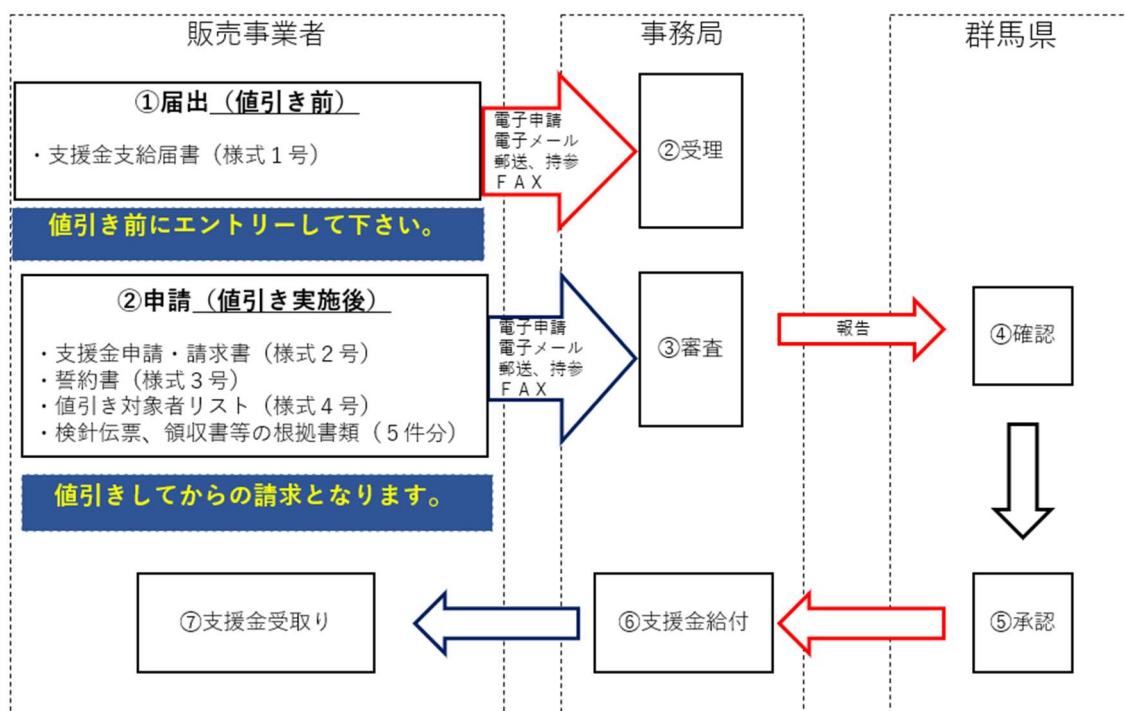
値引きに関する記載方法は、印字、スタンプ、ボールペンのいずれでもよい。

なお、検針票や請求書等以外に別紙による配布は認められない。

【記載例：群馬県の支援金事業により 400 円値引きしました。】

3 支給の手続きについて

主な手続きの流れ



本事業に係る事務局を下記事業者に業務委託しているため、提出書類に係る内容確認等などは下記事業者から連絡がある。

【事務局】	群馬県LPガス支援事務局
事業者名	株式会社エイチ・アイ・エス
住 所	前橋市西片貝町 1 丁目 300-5 ルアン第二ビル 2F リライアブル群馬 BPO センター
電 話	0120-985-787

(1) 支援金支給届書（本事業へのエントリー）

ア 提出書類

- ・ 支援金支給届書（様式第1号）

※様式ダウンロード方法 URL <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/vol2/>

※電子申請フォーム URL

<https://1c0282ce.form.kintoneapp.com/public/e722ce997969cd556c6e79c83b174d93b3ef2be74b80d298395d9bfb5be16118>

イ 受付（エントリー）期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月31日（日）

※エントリーをしない場合は、予算の都合上支援金を受け取れない場合がある。

ウ 提出（エントリー）方法

事務局サイトにおける電子申請、メール、郵送、FAX又は持参

エ 提出先及び問い合わせ先

事務局名 群馬県LPガス支援事務局

郵便番号 〒371-0013

住 所 群馬県前橋市西片貝町1丁目300-5 ルアン第二ビル 2F
リライアブル群馬BPOセンター

電 話 0120-985-787

F A X 050-6883-7775

メールアドレス gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

※届書が到達次第、事務局から届書記載の連絡先に連絡がある。

連絡がない場合は、エントリーができていない可能性があるので、事務局へ問い合わせること。

※提出期限日である令和7年8月31日（日）など土日祝日は事務局の受付時間外であるため持参による受付はできないが、電子申請、メール又はFAXは受付可能である。土日祝日の提出はこれらの方法によること。

(2) 支援金支給申請・請求書の提出

ア 提出書類

- ・ 支援金支給申請・請求書（様式第2号）
- ・ 誓約書（様式第3号）
- ・ 値引き対象者リスト（様式第4号）

※郵送等の場合でも、Excel データをメールで送付してください。

※様式ダウンロード方法 URL <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/vol2/>

- ・ 上記リストの中から5件分の請求書の写し
- ・ 通帳のコピー

※令和7年度第1回事業(6月・7月検針分)と同じ口座の場合は添付省略可

イ 受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年11月14日（金）（必着）

※支援金の制度上、上記の受付期間を超過しての受付はできない。

ウ 提出方法

① オンライン申請

オンライン申請方法 （URLは別途公開予定）

② 電子メール、郵送、FAX又は持参

下記エあて

エ 提出先及び問い合わせ先

事務局名 群馬県LPガス支援事務局

郵便番号 〒371-0013

住 所 群馬県前橋市西片貝町1丁目300-5 ルアン第二ビル2F
リライアブル群馬BPOセンター

電 話 0120-985-787

F A X 050-6883-7775

メールアドレス gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

【受付時間】

コールセンター 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

持参時の受付 午前9時から午後4時30分

※事務局到着時に電話連絡すること

（3）支援金の支払い

支援金請求書の内容が適当と認められた事業者に対し、様式第2号で記載された指定口座に所要額を支給する。

（4）様式及び記載例

「6 提出書類」による。

4 書類の保管

本事業に係る関係書類（検針票、請求書等）は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用していることから、**事業終了後5年間（令和12年度末まで）は保管**しなければならない。また、保管期間中は、県から求めがあった場合は、いつでも閲覧させ、L P ガス販売事業を廃止した場合でも、同様に対応しなければならない。

5 注意事項

- （1）本事業は、L P ガス一般消費者等の負担軽減を目的としたものであるため、本事業の実施に合わせて恣意的に値上げを行うなど、本事業の目的を逸脱した行為は認めない。
- （2）本事業に関する全ての提出書類は、如何なる理由があっても虚偽記載をすることは認めない。
- （3）県又は本事業の受託事業者から書類の提出や補正指示があった場合、速やかに対

応すること。適切な対応がない場合は、要綱第7条の規定に基づき、支援金支給決定の取り消しを行うことがあるので、注意すること。

(4) 本事業に基づく、値引き対象月以外で値引きを実施した場合、支援金支給の対象としない。

(5) 虚偽、その他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合は、当該事業者に対して、県による現地調査を行う場合があり、当該調査に誠実に対応しなければならない。

(6) 本要領に記載のない事項については、群馬県又は受託事業者の指示に従うものとする。

6 提出書類

様式第1号（第6条関係）

令和 7 年 月 日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住所
氏名 法人にあつては名称及び
代表者の氏名
連絡先（電話）

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給届書

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、次のとおり支援金の支給を届け出ます。

支援対象月	令和7年8月及び9月検針分
請求予定額	金 円 (400円× 件数) + 20,000円)

請求予定額は、見込額を記入してください。

支給申請・請求書（様式第2号）の請求額と異なった場合でも、報告等は不要です。

提出先

群馬県LPガス支援事務局

住所：群馬県前橋市西片貝町1丁目300-5 ルアン第二ビル2F

リライアブル群馬BP0センター

電話：0120-985-787

FAX：050-6883-7775

メールアドレス：gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

提出方法

電子申請、メール、郵送、FAX又は持参

提出期限

令和7年8月31日（日）

※本届書が到達次第、事務局から上記の連絡先に到達確認があります。

連絡がない場合は、到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。

【記入例】

様式第1号（第6条関係）

令和 7 年 8 月 1 0 日

群馬県知事 様

(支援事業者) 住所 前橋市●●町●●番地
氏名 株式会社●●●●●
代表取締役 ●● ●●
連絡先(電話) ●●●●-●●●●-●●●●●●

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給届書

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、次のとおり支援金の支給を届け出ます。

支援対象月	令和7年8月及び9月検針分
請求予定額	金 420,000 円 ((400円× 1,000件数) + 20,000円)

請求予定額は、見込額を記入してください。

支給申請・請求書（様式第2号）の請求額と異なった場合でも、報告等は不要です。

提出先

群馬県LPガス支援事務局

住所：群馬県前橋市西片貝町1丁目300-5 ルアン第二ビル2F

リライアブル群馬BP0センター

電話：0120-985-787

FAX：050-6883-7775

メールアドレス：gunmalp-shien@jimucenter2025.jp

提出方法

電子申請、メール、郵送又はFAX

提出期限

令和7年8月31日（日）

※本届書が到達次第、事務局から上記の連絡先に到達確認があります。

連絡がない場合は、到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

群馬県知事 様

（支援事業者） 住所
氏名 法人にあっては名称及び
代表者の氏名
連絡先 （電話）

令和 7 年度（第 2 回）群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和 7 年度（第 2 回）群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、
群馬県 L P ガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第 6 条により、必要書類を添えて、次のと
おり支援金の支給を申請します。

支援対象月	令和 7 年 8 月及び 9 月検針分
請求額	金 円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所			☐ 普通 ☐ 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 令和 7 年度第 1 回事業と振込先口座が異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

《群馬県記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

【記入例】

様式第2号（第6条関係）

令和 7 年 9 月 1 0 日

群馬県知事 様

（支援事業者） 住所 前橋市●●町●●－●●
氏名 株式会社●●●
代表取締役 ●●● ●●●
連絡先 ●●●●－●●●●－●●●●●●

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和7年度（第2回）群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、必要書類を添えて、次のとおり支援金の支給を申請します。

支援対象月	令和7年8月及び9月検針分
請求額	金●●●●●●●●円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☒ 支店 ☐ 出張所	1 2 3 4	5 6 7	☒ 普通 ☐ 当座	9 8 7 6 5 4 3
フリガナ	ホアン タロウ				
口座名義	保安 太郎				

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 令和7年度第1回事業と振込先口座が異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

《群馬県記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

誓 約 書

当社（私）は、群馬県 L P ガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第 5 条第 1 項各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和 年 月 日

事業者名

L P ガス販売登録番号

住 所

代表者名

代表者印

申請に係る担当者及び連絡先

【記入例】

様式第3号

誓 約 書

当社（私）は、群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条第1項各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和 7年 9月10日

事業者名 株式会社●●

LPガス販売登録番号 10A9999

住 所 前橋市●●町●—●

代表者名 保安 太郎 代表者印

自署又は押印

申請に係る担当者及び連絡先

保安 次郎 027-●●●—●●●●

(様式第4号) 令和7年度(第2回)群馬県LPガス利用者負担軽減事業 値引き対象者リスト

No.	対象消費者 (管理番号又は契約者名)	市町村名	値引き実施状況 (金額は全て税抜き価格で記入すること)					
			8月検針分			9月検針分		
			値引き前(円)	値引き後(円)	値引き額	値引き前(円)	値引き後(円)	値引き額
例1	群馬 太郎	前橋市	5000	4600	400			0
例2	利根川 花子	前橋市	1000	800	200	2000	1800	200
1					0			0
2					0			0
3					0			0
4					0			0
5					0			0
6					0			0
7					0			0
8					0			0
9					0			0
10					0			0
11					0			0
12					0			0
13					0			0
14					0			0
15					0			0